資料6

議題６　ごみステーションの設置基準について（大府市提出）

市名	回答		
	（１）道路上にごみステーションを設置することを認めているか	（２）（①認めている場合）道路管理者の占用許可や道路法によらない使用許可などを受けるよう求めているか	（３）（②道路法によらない使用許可を求めている場合）どのような手続きを行っているか
名古屋市	名古屋市では現在、原則各戸収集を行っており、資源（ペットボトル、空きびん、空き缶、紙製容器包装・雑がみ）については地域の集積場所（資源ステーション）にて収集を行っている。本市から道路上に設置することを認めるか否かを決めている訳ではないが、資源が収集されるまでの一時的な使用であるため、事実上は道路上に設置されている。		
豊橋市	②認めていない		
岡崎市	①認めている	③求めていない	
一宮市	①認めている	③求めていない	
瀬戸市	①認めている	③求めていない	
半田市	①認めている	③求めていない	
春日井市	①認めている	③求めていない	
豊川市	①認めている	③求めていない	
津島市	①認めている	③求めていない	
碧南市	②認めていない		
刈谷市	①認めている	③求めていない	
豊田市	②認めていない	③求めていない	
安城市	①認めている	③求めていない	
西尾市	②認めていない		
蒲郡市	②認めていない		
犬山市	①認めている	③求めていない	
常滑市	①認めている	①占用許可を求めている	使用者（住民）に代わり市の生活環境課が道路管理者に占用許可を取っている。
江南市	②認めていない		
小牧市	①認めている	③求めていない	
稲沢市	①認めている	③求めていない	
新城市	①認めている	③求めていない	
東海市	①認めている	③求めていない	

議題６　ごみステーションの設置基準について（大府市提出）

市名	回答		
	（１）道路上にごみステーションを設置することを認めているか	（２）（①認めている場合） 道路管理者の占用許可や 道路法によらない使用許可などを受けるよう求めているか	（３）（②道路法によらない使用許可を求めている場合） どのような手続きを行っているか
大　府　市	②認めていない		
知　多　市	①認めている	③求めていない	
知　立　市	②認めていない		
尾 張 旭 市	①認めている	③求めていない	
高　浜　市	②認めていない		ごみステーションはすべて市、開発業者、マンションなどの管理会社が設置することになっており、住民が申請によりごみステーションを設置することはありません。
岩　倉　市	②認めていない		・地域のごみステーションは各行政区が管理をしており、新設・移設・廃止を行う場合は、区長から届け出をだして貰っている。特に新設・移設の場合は、道路の幅員などにより収集車が通れないところもあるため、事前協議をお願いしている。 （補足） ・道路上にごみステーションを設置することは認めていないが、朝のごみ出しの時だけ一時的にネットやごみ収集容器を置くことを認めている。常時置いておくことは認めていないが、多くのところが置かれたままになっており、黙認状態である。
豊　明　市	①認めている	③求めていない	
日　進　市	②認めていない		
田　原　市	①認めている	③求めていない	
愛　西　市	①認めている	②道路法によらない使用許可を求めている	使用者（住民）の代表に隣接の土地の所有者に許可を取っていただく。 道路管理者へは市から交通の支障のない範囲で設置可能か協議している。
清　須　市	①認めている	③求めていない	
北名古屋市	②認めていない		
弥　富　市	①認めている	③求めていない	
み よ し 市	①認めている	③求めていない	基本的には路面には新たな集積所を設置しないが、やむを得ない場合のみ対応。 集積所の管理者（行政区）と現地確認し、通行の妨げにならないか確認。 スペースが限られる場合は、なるべくペタールストッカーなどのボックスを設置し、路面にごみが広がらないように対策する。
あ　ま　市	①認めている	③求めていない	
長 久 手 市	①認めている	③求めていない	本市は可燃・プラスチック製容器包装の回収については拠点回収ではなく戸別回収であるため、道路管理者との関係は暗黙の了解となっている。